

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0100010	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の保管場所の確保等に関する法律、同法施行令、同法施行規則	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。 自動車保管場所証明申請は、自動車の保有者が、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に対し、当該申請に係る場所を使用する権限を有することを疎明する書面、所在図、配置図の各書面を添付して保管場所証明書の交付を申請するものであり、交付を受けた保管場所証明書を運輸支局等に提出しなければ、道路運送車両法に定める自動車登録の処分を受けられないこととされている。	b		自動車保有に関する手続(検査・登録・保管場所証明・自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービスによる電子化については、平成17年を目標にシステム稼働を目指すこととしている。このワンストップサービス化によって複数の行政機関に出向くことなく、各行政機関への手続が一括して行えることとなり記入事項の一本化等、申請手続の合理化が図られることとなる。その際、入力事項を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いといった大量に自動車を保有する方にも配慮した仕組みを設ける方向で検討しているところ。 また、平成15年度には、警察庁では、保管場所証明事務に關し、ワンストップサービスシステムとの通信機能や電子申請の受付機能等を有する新たなコンピュータシステムの実用化に係る試験運用を行う予定。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		e-Japan重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステムの構築を進めている。 ワンストップサービス・システムは、行政機関及び民間団体とのシステムに複雑多岐に接続されるため、平成15年度から一部地域で試験運用を始めて、平成16年度も引き続き、対象地域を拡大するとともに、関係民間団体で整備するシステムと接続した試験運用を行うこと等により、平成17年のシステム稼働前までに、十分な試験・検証を行う必要がある。	自動車保有関係手続のワンストップサービスによる電子化を実施するには関係諸法の改正が必要と考えるが、改正法案をできるだけ早期に提出することについて見解を示されたい。	a	自動車保有関係手続のワンストップサービスの平成17年稼働開始に向けて、道路運送車両法等の自動車保有関係手続に関する法律の見直しについて検討し、措置する。 (遅くとも次期通常国会に法案を提出)	5008	5008240	オリックス(株)	24.1	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国・車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体に試験運用)となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。 検査・登録等諸手続○自動車の検査・登録手続等の電子化○軽自動車の検査・届出手続等の電子化○納税証明書の添付に代わる電子化の検討○抹消・転載登録手続の電子化 自動車取得税の納付手続○納付手続の電子化 自動車税・軽自動車税納付及び還付手続の電子化○電子化に向けた納付及び還付手続の合理化○納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換 重量税納付手続等○納付手続等の電子化 保管場所証明申請手続○申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化○電子化に向けた添付書類の簡素化等 自賠責保険付保○付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示 なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	国土交通省 財務省 総務省 警察庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

( 回答欄 )								( 再検討要請欄 )	( 再回答欄 )		( 当室記入欄 )	( 最終回答欄 )			( 要望事項欄 )								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0100020	カジノ実現のために必要な法整備	刑法第185条及び第186条	カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。	C		<p>カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与が懸念されるほか、少年の健全な育成や地域の風俗環境に与える影響も十分に考慮する必要がある。したがって、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。</p>		<p>他省庁で本提案の検討の結果、所管省庁が明らかになった場合は当該省庁とともに検討されたい。</p>								5041	5041010	宮崎県	1	カジノ実現のために必要な法整備	<p>カジノは、刑法の賭博及び富くじに関する罪で禁止されており実施することはできない。そこで、我が国においてカジノが実現するために必要な法整備を要望する。それは、刑法改正ではなく、公営ギャンブル同様、刑法35条による違法性阻却事由の根拠となる特別法(カジノ合法化法)の制定による実現を要望する。</p>		警察庁 法務省
																5098	5098010	和歌山県	1	カジノに係る賭博関係規制を適用除外する特別法の整備	<p>カジノを核とした複合レジャー産業を集積するため、賭博に係る刑法上の違法性を阻却する特別法を整備する</p>		警察庁 法務省
																5100	5100190	東京都	19	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	<p>カジノを実現するために必要な特別法の制定などの法整備を行う。</p>		警察庁 法務省
																5049	5049010	大阪府	1	カジノ実現のための法制度の整備	<p>関西国際空港対岸のりんくうタウンに、カジノ、ショー、ショッピング、グルメなど家族で楽しめる非日常空間を形成するため、特別法の制定などカジノを実現するために必要な法制度の整備を行い、刑法上の違法性を阻却する。</p>		警察庁 法務省
z0100030	車高規制の緩和	道路交通法第57条第3項	貨物の積載状態における車高が3.8メートルを超えるものについては、出発地警察署長の許可を受けなければならない。	a		<p>車高規制の緩和については、総合規制改革会議第2次答申を踏まえ作成された「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、積載時の車高が3.8mを超える車両(コンテナや完成自動車を運搬する車高4.1mの車両等)の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて、平成15年度中に検討し、実施するとされたことを受けて、現在、規制の見直しについて検討を進めているところである。</p>		<p>要望によれば「海コンについては現行の4.1mから4.2mへの緩和を求めるとしており、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、提示されたい。速やかに実施されるとともに、実施時期について具体的に示されたい。</p>	a					5057	5057060	(社)全日本トラック協会	6	車高についての規制緩和	<p>車高についての規制緩和</p>		国土交通省 警察庁		
														5102	5102540	(社)日本経済団体連合会	54	ISO規格国際海上コンテナ積載車両の「高さ」制限の緩和	<p>物流の効率化、低コスト化を実現するため、高さ制限を早期に現行の4.1mから4.2mへと緩和すべきである。</p>		国土交通省 警察庁		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

( 回答欄 )							( 再検討要請欄 )	( 再回答欄 )		( 当室記入欄 )			( 最終回答欄 )			( 要望事項欄 )								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z0100040	自動車の保管場所に関する規制の明確化	自動車の保管場所の確保等に関する法律、同法施行令、同法施行規則等	自動車保管場所証明申請は、自動車の保有者が、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に対し、当該申請に係る場所を使用する権原を有することを疎明する書面、所在図、配置図の各書面を添付して保管場所証明書書の交付を申請するものであり、保管場所は、当該自動車の「使用の本拠の位置」から2キロメートル以内を確保しなければならないこととされている。	d		「自動車の使用の本拠の位置」とは、自動車を運行の用に供する場合において当該場所を拠点として使用し、自動車の使用を管理するという実態を備えている場所と解されており、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地を指し、通常、保有者が自然人の場合にはその住所又は居所、法人の場合にはその事務所の所在地がこれに該当する。要望理由中に例示されている「駐在所」がこのような自動車の使用の本拠の位置としての実態を備えているのであれば、支店登記がなされているか否かに関わらず、保管場所証明がなされるものであり、その趣旨について、今後も引き続き都道府県警察を指導してまいりたい。			a	「自動車の使用の本拠の位置」とは、自動車を運行の用に供する場合において当該場所を拠点として使用し、自動車の使用を管理するという実態を備えている場所と解されていることから、支店登記の有無ではなく、このような実態を備えているか否かによって、保管場所証明を行う際に当該場所が使用の本拠であることを判断すべきである旨を通達等で示して、都道府県警察において、その趣旨に則した運用が徹底されるよう引き続き指導してまいりたい。都道府県警察に対する所要の調査等を実施した上、平成15年中に通達等を発出する。							5008	5008270	オリックス(株)	27.1	自動車の保管場所に関する規制の明確化		使用の本拠の位置として認められる要件を明確化することを要望する。	警察庁
																5034	5034350	(社)リース事業協会	35	自動車の保管場所に関する規制の明確化		・自動車の保有者は、自動車の使用の本拠の位置との距離が2キロメートルを超えない場所に当該自動車の保管場所を確保しなければならない。警察署が、ある場所を「使用の本拠の位置」として認めるかどうかについて個別に判断しており、基準が明確ではない。・使用の本拠の位置として認められる要件を明確化することを要望する。	警察庁	
z0100050	アウトソーシング事業者におけるファシリティ管理者選任要件緩和	道路交通法第74条の2第1項 道路交通法施行規則第9条の9	道路交通法では、自動車の使用者は、所定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、所定の要件を備える者のうちから、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、安全運転管理者を選任しなければならないこととされている。	d		安全運転管理者の資格要件について事業主と雇用関係にある者に限定するとはされていない。安全運転管理者に係る「アウトソーシング事業者におけるファシリティ管理者」の趣旨は明らかではないが、このような者が道路交通法施行規則第9条の9所定の要件を満たし、道路交通法第74条の2第7項に基づき安全運転管理者の業務を行うために必要な権限を与えられ、同法第74条の2第2項の安全運転管理者の業務を的確に行うことができるのであれば、現行制度下においても差し支えないものである。			d	法令解釈上、特段の疑義が生じているとは承知しておらず、通達等により周知を図る必要はないものと考え。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。						5009	5009030	ソニー(株)	3	アウトソーシング事業者におけるファシリティ管理者選任要件緩和		ファシリティ管理者の選任は、事業主と雇用関係にある者という限定解釈でなく、事業主とファシリティ業務受託会社(含む機能分社)の間で、管理者の選任、責任・権限を明示した業務委託契約を締結、受託会社が資格等を有する社員を指名し、該当事業所に専属で常駐・従事させること-を条件に、ファシリティ業務受託会社の社員を、当該会社のファシリティ業務管理者に選任できるようにしていただきたい。また、当該会社から機能分社したファシリティ業務受託会社が、当該会社の労災処理を業として請け負う場合には、該当事業所に専属で常駐する受託会社の社員がいることを条件に、社会保険労務士を置くことを不要としていただきたい。	～ 経済産業省・厚生労働省 環境省 警察庁 国土交通省	
z0100060	交通事故証明書の電子発行	自動車安全運転センター法第29条第1項第3号	交通事故証明書については、自動車安全運転センター法に基づき、交通事故の加害者、被害者その他正当な利益を有すると認められる者からの書面若しくは郵便振替による申請に応じて、書面により証明書を交付している。	-		「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、交通事故証明書の申請・交付の電子化について平成15、16年度に調査・検討し、平成16年度中に結論を得ることとしているところである。			-	電子的手段による交通事故証明書の申請・交付の可否については、「申請人が真に「正当な利益を有すると認められる者」であるか否かを確実に確認できるのか」「交通事故証明書の交付主体が真に自動車安全運転センターであることを確認できるか否か」「交通事故証明書等の内容の改変を防止する電磁的手法が技術的に可能か」「交通事故証明書の受領者が「正当な利益を有すると認められる者」か否かを確実に把握した上で交付できるか。等、セキュリティ上の各種課題の検討に加え、損保業界、保険に係る関係行政機関等からの意見聴取・協議、センターにおける電子認証のための体制整備等について、15年度、16年度に調査・検討を行い、16年度中に結論を得ることとしているところであるが、多岐にわたる検討作業等が必要であることから、検討及び結論の前倒しは困難である。							5029	5029300	(社)日本損害保険協会	30	交通事故証明書の電子発行		書面もしくは電子的記録による交付に変更。	警察庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各官庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0100070	原動機付自転車の最高速度制限の緩和	道路交通法第22条第1項 道路交通法施行令第11条	道路交通法施行令は、原動機付自転車の法定速度を時速30kmと定めている。	c		道路交通法施行令は、原動機付自転車の法定速度を時速30kmと定めているが、これは、技能試験を受けることなく学科のみで乗ることができるということで、誰でも気軽にたやすく乗れる乗り物という性格を踏まえ、このように定められているものである。また、近年の原動機付自転車の交通事故発生状況についてみると、最高速度違反を原因とした原動機付自転車の交通事故件数は過去5年間で約2.7倍と急増しているところである。このようなことから、速度規制を撤廃ないし緩和することは原動機付自転車による交通事故の更なる増加を招くものと考えられるため、認められない。		要望理由には「他社との速度差が大きく却って危険である」との指摘があるが、この点を踏まえ改めて検討され、示されたい。	c		道路交通法施行令は、原動機付自転車の法定速度を時速30kmと定めているが、これは、技能試験を受けることなく学科のみで乗ることができるということで、誰でも気軽にたやすく乗れる乗り物という性格を踏まえ、このように定められているものである。また、近年の原動機付自転車の交通事故発生状況についてみると、最高速度違反を原因とした原動機付自転車の交通事故件数は過去5年間で約2.7倍と急増しているところである。このようなことから、速度規制を撤廃ないし緩和することは原動機付自転車による交通事故の更なる増加を招くものと考えられるため、認められない。 なお、平成14年中の交通事故発生状況を見ると、原動機付自転車における追突を原因とした交通事故の割合が5.8%であるのに対し、他車との速度差がない自動二輪車における追突を原因とした交通事故の割合は7.9%と原動機付自転車より高くなっており、「他車との速度差が大きく重大な追突事故が起るなどして却って危険である」との御指摘は当たらないところである。					5030	5030010	福田誠	1	原動機付自転車の最高速度制限の緩和		原動機付自転車については現在、道路交通法施行令にて制限速度が時速30キロとされているがそれを撤廃あるいは緩和する	警察庁
z0100080	原動機付自転車の右折方法(二段階右折)の制限の緩和	道路交通法第34条第5項	原動機付自転車は、道路の左側部分に車両通行帯が3以上設けられている道路等において右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。	c		原動機付自転車は、自動車と比べて低い法定の最高速度が定められていることから、片側に3以上の車両通行帯のある広幅員の道路においては、(「措置の概要」欄より続く) 通例、最も左側の車両通行帯を進行することとなる。そこで、二段階右折の方法によらずに右折しようとするれば、交差点に到達する直前の区間において、あらかじめ最も左側の車両通行帯から最も右側の車両通行帯へと道路の変更をしなければならず、そのときに、道路変更先の車両通行帯を進行する相対的に走行速度の高い自動車と交錯することによって、自車及び他車に危険を及ぼすおそれが生ずる。また、無事に道路変更をした後においても、交差点内を右折の方向の道路に向かうときに、相対的に速度の高い対向直進車と交錯することによって、自車及び他車に危険を及ぼすおそれが生じる。 (以下「その他」欄に続く)									5030	5030020	福田誠	2	原動機付自転車の右折方法(二段階右折)の制限の緩和		原動機付自転車については現在、道路交通法にて、片側3車線以上の道路で右折時にいわゆる二段階右折をすることとされているがこれを撤廃もしくは車線数を増やす方向で緩和する。	警察庁	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各道府県に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0100090	指定自動車教習所間の転所(転校)の自由化	「指定自動車教習所関係業務指導要領について」(平成14年5月13日付け警察庁丙運発第27号)	左記通達により、大型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型二種免許及び普通二種免許に係る教習生であって、転出前の指定自動車教習所における教習実施状況が確認できる者については、転出前の指定自動車教習所における教習を転入後の指定自動車教習所における教習とみなして転所を実施する手続等が定められており、希望する教習生は転所をすることができている。	e		制度の概要欄記載のとおり、転所を希望する教習生は転所をすることができるとされていることから、事実誤認である。										5030	5030030	福田誠	3	指定自動車教習所間の転所(転校)の自由化		道路交通法第99条に基づき公安委員会の指定自動車教習所とされた教習所間での転所(学校で言うところの転校)を可能と義務付けさせる。	警察庁
z0100100	道路交通法の小型特殊自動車規定及び運転免許規定の規制緩和	道路交通法施行規則第2条	道路交通法施行規則第2条により、小型特殊自動車に係る車体の大きさ等について、高さ2メートル以下、内燃機関を原動機とする自動車については総排気量1.5リットル以下等と規定されている。	b		小型特殊自動車の規格に関し、高さ2メートル以下を2.8メートル以下とし、総排気量に係る規定を削除することについて、道路交通の安全に及ぼす影響の有無の確認等の検討を全国的見地から行い、平成15年度中に結論を得る。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	小型特殊自動車の規格に関し、高さ2メートル以下を2.8メートル以下とし、総排気量に係る規定を削除することについて、道路交通の安全に及ぼす影響の有無の確認等の検討を全国的見地から行う必要があることから、平成16年度までに実施することの可否について示すことはできない。						5032	5032010	(社)日本農業機械工業会 (社)日本建設機械工業会 (社)日本産業車両協会	1	道路交通法の小型特殊自動車規定及び運転免許規定の規制緩和		道路運送車両法施行規則第2条別表第1(自動車の種別)による「小型特殊自動車」は、「最高速度15km/h以下で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下」と規定されているが、道路交通法施行規則第2条(自動車の種類)による「小型特殊自動車」は、「車体の大きさが長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下に該当するものうち、15km/hを超える速度を出ることができない構造のもの(内燃機関を原動機とする自動車)は、その総排気量が1.5リットル以下のものに限定する。」と規定されており、両法の定義が異なっている。道路交通法の規定中高さ2m以下を2.8m以下に、また、総排気量1.5リットルの削除を要望。	警察庁
z0100110	古物営業法に係る規制緩和	古物営業法第3条、第5条、同法施行規則第1条第3項、同法第7条	古物営業を営もうとする者は、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないと規定している(古物営業法第3条)。また、変更の届出については、古物営業等は、古物営業法第5条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出書を提出しなければならないと規定している(同法第7条第1項)。ただし、二つ以上の都道府県区域内に営業所を有する場合は、氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき(法第5条第1項第1号)、又は法人にあっては、その役員の名氏及び住所に変更があったとき(同条第7号)は、いずれか一の公安委員会に届出書を提出しなければならないと規定している(同法第7条第2項)。古物営業法施行規則第1条第3項で「履歴書」、「誓約書」を添付することとなっているが、その様式は定めていない。古物営業法第7条に基づき、書面で提出を求めている。	…C …B	…	古物商等の遵守義務(第3章)は、標識の掲示や管理者の選任は営業所等に関するものであり、確認等及び申告や帳簿等への記載等は営業所等においてなされるものであり、品触れと差止めは営業所等に所在する古物に関するものであり、営業所等と当該営業所等に集積する古物に着目した内容となつていない。したがって、このような営業所等を管轄する都道府県公安委員会に届けなければならないと規定しているのは困難であるから、都道府県公安委員会制度の下で許可単位を全国にすることは、困難である。変更手続きに関しては、制度の現状で述べたように、二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商等に係る共通事項(氏名等、住所等、法人の代表者の氏名、法人の役員の名氏等)については、いずれか一の公安委員会に届出をして、届出を受けた公安委員会が関係する他の公安委員会に通知することとされている。一方、都道府県公安委員会制度の下で、当該公安委員会に全く関係のない事項(管轄外の営業所の名氏、所在地や管理者の氏名、住所等)の届出を受理して、これを他の公安委員会に通知することとは、困難である。		左記 : 回答は、営業所と当該営業所に集積する古物に着目した内容であるため都道府県公安委員会別の許可単位としている旨であるが、要望者は、全国展開し、同一の古物が集積する営業所の許可申請についての改革要望であるので、このような場合の手続の簡素化について具体的に検討し示されたい。	古物営業法は、盗品等の売買防止、速やかな発見を図ることを目的として、古物商等を都道府県公安委員会単位の許可制としている。営業所が全国に展開するか否か、及び取り扱う古物が同一であるか否かに関わらず、営業所等を管轄する都道府県公安委員会であれば実効的な指導監督を行うのは困難であるから、都道府県公安委員会制度の下で許可単位を全国にすることは困難である。誓約書等、現在都道府県公安委員会が示しているものは、申請者の便宜を図るために、書式の例を示したものであって、この書式でなければ許可申請を受理しないとするものではないので、事務手続が煩雑になっているとは思われない。変更届の電子化については、警察庁における計画に基づき推進している。				5034	5034480	(社)リース事業協会	48	古物営業法に係る規制緩和		事務所が所在する各都道府県毎に、許可を取得し、変更の届出を行う必要があり、事務負担が大きい。本店の所在する一の都道府県又は警察庁での許可とすること。履歴書、誓約書の様式が不統一であるため、統一化すること。変更届提出について書面のみで電子化されていないため、電子化すること。	警察庁			

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z0100120	貨物自動車の「大型」と「普通」の区分の見直し	道路交通法第85条 道路交通法施行規則第2条	道路交通法第85条により、普通免許のみを受けている者は普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車のみを運転することができ、大型自動車を運転しようとする者は大型免許を受けなければならないこととされている。 また、道路交通法施行規則第2条により、車体の大きさ等が、大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等のいずれにも該当しない自動車が普通自動車と規定され、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が8トン以上のものが大型自動車と規定されている。	C		大型自動車と普通自動車ではその車両特性により運転に必要な能力が異なることから、大型自動車を運転しようとする者は道路交通法第85条により大型自動車免許を受けなければならないこととされている。 運転免許試験は自動車の種類ごとに運転に必要な技能等の有無について行っており、普通免許の技能試験には乗用車を使用しているところである。現行制度においても普通免許でロングボディータイプのものも含む8トン未満の貨物自動車まで運転することができることとなっているところ、運転できる貨物自動車の範囲を更に拡大することは、車両1万台当たりの死亡事故件数は車両総重量が大きくなるに従って増加していることに照らし、交通安全を確保する上で問題を大きく考えられる。「道路交通に関する条約」(ジュネーブ条約)では、国際的に通用する運転免許証の様式について普通免許に相当する免許で運転することができる自動車の車両総重量を3.5トン以下と定めており、我が国の基準は現状においても国際的な基準から大幅に緩和されたものである。なお、運転免許制度は国民の生命・身体の安全確保に関わるものであり、 (「措置の概要」欄より続く) 仮に特例措置を認めることとした場合に交通事故が発生したときは、これにより住民等が被害は当該実施主体による特例措置の取消等の事後的対応では取り返しがつかないことから、特区での対応は適当でない。また、運転免許の結果、一定の水準に達した者のみに運転を許可する全国的な資格制度であり、現行制度において普通免許のみを受けた者が大型自動車を運転すれば無免許運転の罪を問われることとなるが、逮捕・懲役や即免許取消処分の対象となる無免許運転行為を特例的に認めることは不公平感が著しく強いものであることから、特定地域においてのみ特例措置を講ずることは適当でない。											5057	5057010	(社)全日本トラック協会	1	貨物自動車の「大型」と「普通」の区分の見直し		貨物自動車の「大型」と「普通」の区分の見直し	警察庁 国土交通省
z0100130	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の見直し	道路交通法第22条第1項、道路交通法施行令第27条第1項	高速自動車国道においては、大型貨物自動車の法定最高速度は80km/hである。	C		我が国における交通死亡事故が減少傾向にある中において、高速道路における大型貨物自動車による交通死亡事故は依然多発している。その原因としては、速度超過の割合が高く、危険認知速度別にみても、大型貨物自動車による死亡事故は、その大半が80km/h以上で走行中に発生している。また、大型貨物自動車の高速道路における死亡事故率が普通乗用車等と比べて高いこと等から、現在大型貨物自動車に対する最高速度を80km/hとしていることは合理的である。なお、諸外国においても、大型貨物自動車については他の車種と異なる速度規制が行われている。									5057	5057020	(社)全日本トラック協会	2	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の見直し		高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の見直し	警察庁		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)			(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20100140	二輪車のオートマチック車限定免許の導入について	道路交通法第91条 道路交通法施行規則第33条及び別表第4	道路交通法第91条により、都道府県公安委員会は、運転免許に、その免許を受けた者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するに必要となる条件を付し、及びこれを変更することができることとされている。なお、オートマチック限定普通免許については、道路交通法施行規則第33条及び別表第4により、当該免許に係る指定自動車教習所における技能教習の教習時間の基準等が定められている。	b		オートマチック二輪車を使用して技能試験に合格した者に対しては運転できる車両をオートマチック二輪車に限定した運転免許を付与することとするオートマチック車限定二輪免許を新設することについて、全国的見地から調査・検討を行い、平成15年度中に結論を得る。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		オートマチック二輪車の車両特性の内容、当該車両特性が道路交通の安全に与える影響に係る検討等を全国的見地から行う必要があることから、平成16年度までに実施することの可否については示すことはできない。	オートマチック二輪車限定免許を導入するために必要な府令の改正等を平成16年度中に実施することについて見解を示されたい。	a		オートマチック二輪車に限定した運転免許を導入することについて、当該免許の導入が道路交通の安全に与える影響等について全国的見地から検討を行い、平成15年度中に交通安全上必要な府令の改正を実施する。	5073	5073210	(社)日本自動車工業会	21	二輪車のオートマチック車限定免許の導入について		普通二輪車免許及び大型二輪車免許についてオートマチック車限定免許の導入を要望するものである。	警察庁
20100150	障害者運転免許取得制度の改善	道路交通法第91条 「運転免許技能試験実施基準の制定について」(平成14年5月13日付け警察庁内運発第19号) 「身体障害者に対する適性試験(運動能力)実施要領の制定について」(平成11年11月1日付け警察庁内運発第40号)	道路交通法第91条により、都道府県公安委員会は、運転免許に、その免許を受けた者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するに必要となる条件を付し、及びこれを変更することができることとされている。また、左記「運転免許技能試験実施基準の制定について」により、普通免許に係る技能試験の標準試験車の規格が定められているとともに、左記「身体障害者に対する適性試験(運動能力)実施要領の制定について」により、標準試験車の規格に該当しない普通自動車(車両総重量1,200キログラムを超えるもの)を使用して技能試験に合格した者については車両総重量1.5トン以下の車両に、標準試験車の規格に該当しない普通自動車(車両総重量1,200キログラム以下のもの)を使用して技能試験に合格した者については車両総重量1.2トン以下の車両に、それぞれ運転できる車両を限定するなどの基準が定められている。	b		「身体障害者に対する適性試験(運動能力)実施要領の制定について」の基準の適用の在り方等を含め、身体障害者に対する車両重量による運転できる車両の限定に係る運用の見直しについて、全国的見地から調査・検討を行い、平成15年度中に結論を得る。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		都道府県公安委員会における車両重量による運転できる車両の限定に係る運用の見直しが道路交通の安全に与える影響に係る検討等を全国的見地から行う必要があることから、平成16年度までに実施することの可否については示すことはできない。				5073	5073220	(社)日本自動車工業会	22	障害者運転免許取得制度の改善		重量制限に係わる運用を改善して頂きたい	警察庁	
20100160	官公庁の入札制度、契約制度の改善		紙ベースのみの申請としている。	b		電子入札システムについて、入札申請様式等を含めたシステム全体の仕様を検討中である。また、申請業務は、ITと紙の選択制を考えている。										5008	5008400	オリックス㈱	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁
20100160	官公庁の入札制度、契約制度の改善		紙ベースのみの申請としている。	b		電子入札システムについて、入札申請様式等を含めたシステム全体の仕様を検討中である。また、申請業務は、ITと紙の選択制を考えている。										5034	5034380	(社)リース事業協会	38	官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善		・官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているものの、申請様式はそれぞれ異なっている。・また、申請は紙でのみ行なわれている。・統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。・また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁